

愛知県広域予防接種連絡票交付申出書のお手続きについて(インフルエンザ・新型コロナ)

接種を希望する医療機関が愛知県広域予防接種の協力医療機関であることを確認し、事前に手続きをしてください。(協力医療機関ではない場合は手続き方法が異なりますので市ホームページをご確認いただくか、健康増進課へお問い合わせください。)



インフルエンザ：10/15～翌年 1/31 自己負担額 1,200 円
新 型 コ ロ ナ：10/15～翌年 2/28 自己負担額 5,000 円

※いずれも市内での接種は10/1から開始となります。※生活保護受給者は自己負担なし
高齢者肺炎球菌及び带状疱疹：通年

1 手続きの流れ

(1)申請をする⇒下記提出書類を郵送してください。【窓口(市役所3階)での提出も可】

≪提出書類≫



春日井市外で
接種を希望される方へ

検索

- ① 愛知県広域予防接種連絡票交付申出書
(市ホームページからダウンロードするか、健康増進課に電話し取り寄せる)
- ② 申出者の身分証明書(運転免許証等)のコピー
※申出者と接種希望者(予防接種を受ける方)の住所が異なる場合のみ
- ③ 生活保護を受給していることがわかる書類(受給証明書、医療券等)のコピー
(他市区町村で受給している場合のみ)
- ④ 身体障害者手帳のコピー(60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある身体障がい者手帳1級相当の人)
- ⑤ 高齢者肺炎球菌定期接種を併せてご希望の方は、「肺炎球菌ワクチン定期予防接種のご案内」はがき(対象者は65歳の人のみ)
- ⑥ 带状疱疹定期接種を併せてご希望の方は、「带状疱疹ワクチン定期予防接種のご案内」はがき(対象者は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる人)

(2)接種時に必要な書類を受け取る(郵送の場合は①・②が届く)

- ①愛知県広域予防接種連絡票 ②予診票

(3)予防接種を受ける

医療機関や入所施設に書類((2)①・②)を提出し、有効期限までに接種を受ける。

2 注意事項

- ・ 連絡票((2)①)は接種済証を兼ねています。接種後医療機関から返却を受け、ご自身で大切に保管してください。
- ・ 「肺炎球菌ワクチン定期予防接種のご案内」「带状疱疹ワクチン定期予防接種のご案内」はがきが接種後に見つかった場合は、破棄してください。同はがきを利用したの再接種はできません。

ご不明な点等ございましたら、下記へご連絡ください。

≪連絡先及び郵送先≫

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 健康福祉部健康増進課 予防担当 (TEL 0568-85-6168)